



# アルコール事業法 違反事例の紹介



## 用途外使用

<許可を得た用途以外に一般アルコールを使用>

使用

- ◆ 特定アルコールを使用して試作品を製造すべきところ、誤って一般アルコールを使用
- ◆ 機械器具洗浄の用途許可を得ずに、一般アルコールを機械器具の洗浄に使用
- ◆ 従業員の手指消毒のために一般アルコールを使用

・許可を得た用途以外の用途に一般アルコールを使用した場合は、酒税法相当額を納付金として徴収することとなります。

例

酒税相当額（95度発酵アルコール）1ℓ当たり950円  
（一斗缶（18ℓ）の酒税相当額：17,100円）

90度～99度まで1度毎に  
1ℓ当たり10円ずつ加算

※沖縄県内でも、許可を得た用途以外に一般アルコールを使用し、納付金の徴収となった事例があります。使用する前に必ずご確認ください。



## 変更の無許可違反

<必要な変更許可を受けずに一般アルコールを使用>

使用

- ◆ 変更許可を得ないで、アルコール使用量や原材料の構成を変更して製造
- ◆ 既存（許可済）の用途であるが、新しい製品を許可を得ずに製造
- ◆ 「合成アルコール」で許可を得た製品を誤って「発酵アルコール」を用いて製造
- ◆ 使用明細書に記載する製造方法と異なる方法で製造
- ◆ 機械器具洗浄用の用途で許可を得ていない機械器具を一般アルコールで洗浄

・許可を得た「アルコール使用明細書」のアルコール使用量や原材料の使用構成を変更する場合は、事前に変更許可を得る必要があります。  
（スケール変更のみの場合、変更許可は不要です。）

・許可を受けた通りに製造するためには、日々のダブルチェックやシステム上の防止策など、管理体制の構築が重要です。

※すでに既に許可を得ている場合であっても、新製品を製造する場合には、事前に変更許可申請により、許可を得る必要がありますのでご注意ください。



## 提出（届出）違反

<業務報告、亡失報告、廃棄届出等の未提出>

使用

販売

製造

輸入

- ◆ アルコール業務報告書を期日の**5月末日までに提出**していなかった
- ・許可事業者は、毎年5月末日までに沖縄総合事務局に提出する義務があります。
- ・アルコール取扱いの**実績がない場合も報告が必要**です。
- ◆ 破損等により一般アルコールが失われたが、**亡失報告を行わず「欠減」として処理**した
- ・亡失した場合、直ちに沖縄総合事務局に報告が必要です。

- ◆ 代表者の**氏名・住所、設備に変更**があったが、**変更届出**を行っていなかった

※主たる事務所や使用施設等の所在地に変更がある場合には、事前に届出が必要です。

## ❌ 帳簿未記載・虚偽報告違反 <法定帳簿等誤記載等>

使用 販売  
製造 輸入

### ◆ 法定帳簿に定められた事項を記載していなかった

- ・使用施設毎に帳簿を備え、法令に定める事項を事実に基づき、度数、発酵・合成別に記載する義務があります。（アルコール事業法施行規則にて規定）
- ・法定帳簿は、記載の日から5年間保管が必要です。（製造記録、販売記録、納品書等の関係書類も保存してください。）

### ◆ 業務報告書を正しく記載していない

- ・報告する前に記載内容の誤り・記載漏れがないか、ダブルチェックしてください。

※業務報告書の誤記載・記載漏れが多いので、ご注意ください。

## ❌ 譲渡違反 <不正に一般アルコールを譲渡>

使用 販売  
製造 輸入

### ◆ 使用許可事業者が承認を得ないで、一般アルコールを許可事業者に譲渡した

- ・一般アルコールを譲渡（許可事業者に限る）するには、事前に沖縄総合事務局の譲渡承認を得る必要があります。
- ・販売事業者等から譲受けたアルコールを返品する場合も譲渡承認が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

※譲渡について不明な場合は、沖縄総合事務局までお問い合わせください。

### ◆ 製造、輸入、販売事業者が、一般アルコールを許可事業者以外に譲渡した

- ・一般アルコールはアルコール事業法の許可を得た事業者にしかな譲渡できません。

## ❌ 許可条件違反 <届出を行わずに一般アルコールを廃棄など>

使用 販売  
製造 輸入

### ◆ 事前に廃棄処分届出書を提出せずに、無断で一般アルコールを廃棄した

- ・一般アルコールを廃棄する場合、事前に沖縄総合事務局に届出が必要です。
- ・許可条件には、廃棄処分に関するもの以外に、特定アルコールとの区分蔵置や、回収アルコール等の帳簿整備、機械器具洗浄に係る内部規則に関する条件があり、遵守することが必要です。

※許可証や変更許可証に記載されている、許可条件をお確かめください。

- ・法違反が発生した場合、事業者組織として、発生の経緯・要因の詳細な調査、具体的な再発防止策の構築等に相当の期間（通常3ヶ月以上）と労力を要します。
- ・また、違反内容によっては、納付金徴収、処分や罰則の適用を受けることになります。

違反  
防止

- ✓ アルコール事業法を正しく理解し、管理体制を整えましょう！
- ✓ 定期的に許可内容に変更がないか点検し、違反を未然防止しよう！

## アルコール事業法に関する問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

電話 098-866-1757  
メール bz1-oki-alcohol@meti.go.jp